三十一、三共化学工業株式会社に対する件

昭和四十六年（排）第九号

排除命令

大阪府大阪市北区梅ケ枝町百十八番地
三共化学工業株式会社
右代表者　代表取締役　吉川泰隆

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　三共化学工業株式会社は、住宅用地の取引に関し、昭和四十五年九月十八日付で広告を掲載したサンケイ新聞および同月十九日付で広告を掲載した読売新聞の購読者である一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、次の各事項について公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

(一)　同社が取引しようとした住宅用地は、大阪府豊能郡能勢町宿野百五十一番地に所在する住宅用地であることおよび阪急バス石船停留所は所在しないこと。

(二)　当該住宅用地の最寄バス停留所名、同停留所までの距離および徒歩による所要時間。

(三)　当該住宅用地は、最寄バス停留所から阪急バス西能勢線および京阪神急行電鉄宝塚線を利用しても大阪梅田まで約二

時間五分を要し、大阪梅田まで五十五分ではないこと。

(四) 当該住宅用地には、電気、水道、舗装道路およびU側溝の設備は、完備していないこと。

二　同社は、今後、住宅用地の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該住宅用地の内容について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、今後一年間、住宅用地の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をしたときは、ただちに、当該広告物を当委員会に提出しなければならない。

四　同社は、第一項に基づいてした公示について、遅滞なく文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　三共化学工業株式会社（以下「三共化学工業」という。）は、肩書地に事務所を置き、宅地建物取引業法に基づき、大阪府知事の免許を受けて、宅地建物取引業を営むほか、建築材料、火災・盗難警報機の販売等を行なう事業者である。

二　三共化学工業は、住宅用地の取引について、昭和四十五年九月十八日付サンケイ新聞および同月十九日付読売新聞の各朝刊に広告（別添写(一)および(二)）を掲載することにより、主として京阪神地区における前記新聞の購読者である一般消費者に広告した。

この広告において、三共化学工業は、「能勢グリーンハイツ」、「大阪梅田へ五十五分」、「阪急石船バ停歩五分」と記載し、あたかも、当該住宅用地は、大阪梅田へ五十五分で行ける地点に所在しているかのように表示し、かつ、「電気、水道、道路舗装、水銀灯、U側溝完備」等と記載している。

三　しかるに、前記新聞広告において、三共化学工業が取引しようとした住宅用地は、大阪府豊能郡能勢町宿野百五十一番地（以下「能勢町」という。）に所在する住宅用地（約二万六千平方メートル）である。

しかして、能勢町に所在する住宅用地は、当該住宅用地から最寄りの阪急バス西能勢線宿野停留所まで徒歩約四十五分（約三・六キロメートル）、同宿野停留所から京阪神急行電鉄宝塚線池田駅までバスで約一時間、さらに、同池田駅から同電鉄梅田駅まで約二十分、合計約二時間五分を要し、当該住宅用地から大阪梅田へ五十五分ではない。

なお、前記阪急バスには石船停留所は所在せず、同一停留所名は、京都交通バス広野線に所在していたが、同路線は、昭和四十四年十月十六日から休止されており、かつ、運行再開の見込みもない。

また、当該住宅用地には、電気、水道、舗装道路、水銀灯およびU側溝の設備は完備されていない。

法令の適用

前記事実によれば、三共化学工業は、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年三月八日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

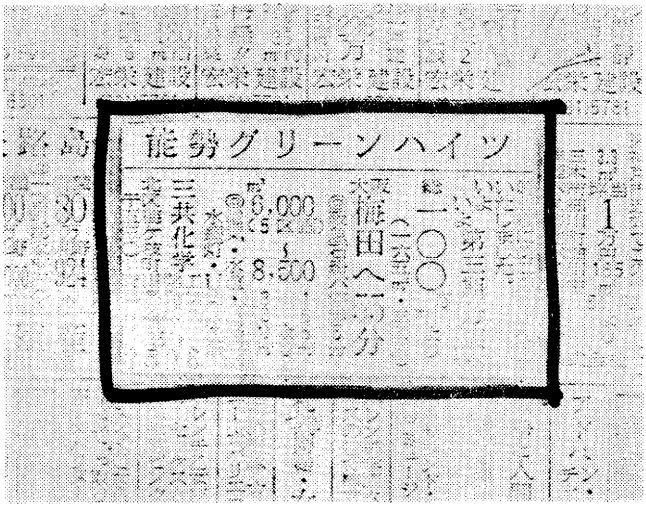
委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　本橋徳男

別添写(一)


能勢グリーンハイツ
総一〇〇
梅田へ一分
三共化学
6,000
8,500

別添写(二)


能勢グリーンハイツ
好評裡に第二期分譲を完了いたしました。
いよいよ第三期分譲開始
総一〇〇万円より
(一六五㎡・三区画)
大阪梅田へ55分
◎阪急石橋バス停歩5分
三共化学工業㈱
開発部
(351)2596
6.000㎡(5区画)
8.500㎡より
165㎡
◎電気・水道・道路舗装
水銀灯・U側溝完備
資料呈
北区梅ヶ枝町118番地
〒五三〇